

豊島区景観計画の一部改定について

1 改定内容（詳細は参考資料第1号のとおり）

①池袋駅東口駅前広場・グリーン大通り沿道景観形成特別地区の変更

→従前の景観形成特別地区^{※1}を拡大し、全域で共通の景観形成基準を新たに定める。さらに景観的に特徴ある通りや拠点を含め、個別の景観形成基準^{※2}を定める。

②豊島区景観計画色彩基準の変更

→外壁色と同一の色彩基準としていた屋根色について、特に低層建築物の適切な景観誘導を図るため、新たに屋根色独自の色彩基準を設定する。

③景観重要公共施設^{※3}「グリーン大通り」の指定内容の変更

→グリーン大通り再生ビジョンに示された整備の方向性を景観計画にも明確に示し、相互に整合性の取れた計画とするため、景観重要公共施設の指定内容をより具体的な内容に変更する。

④南池袋公園の景観重要公共施設への指定

→区内外を問わず多くの人々の憩いの場となっていることから、地域特性を生かした景観まちづくりの推進にあたって特に重要な公共施設と認め、景観重要公共施設に指定する。

※1 景観形成特別地区：自然、歴史・文化、にぎわいなど地域の個性を生かして景観まちづくりを重点的にする地区を「景観形成特別地区」に指定し、地域特性に応じた景観形成基準を設ける。

※2 景観形成基準：景観法に基づき定める、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

※3 景観重要公共施設：地域に親しまれ、ランドマークやシンボルとなり、地域特性を生かした景観まちづくりの推進にあたって特に重要な公共施設について、管理者の同意を得て指定したもの。

2 今回の改定と豊島区都市づくりビジョンとの関係

●池袋駅東口景観形成特別地区、南池袋公園、グリーン大通りについて

p. 113 個性ある美しい都市空間の形成（都市づくりビジョンの記述より要約）

- 補助 77 号線（グリーン大通り）沿道では、にぎわいを高めるとともに、四季の彩りが感じられる潤いに包まれた景観を形成する。
- 池袋副都心を構成する地区の特性を生かした景観づくりを進める。
- 南池袋公園周辺では、多くの寺院が立地する落ち着いた雰囲気を生かした景観形成に取り組む。
- 歩行者ネットワークが形成される道路の沿道では、建築物や工作物、屋外広告物の色彩やデザインの配慮などを通じて歩行者空間の魅力を高める。

●色彩基準の変更について

p. 85 (4)みどりの潤いが広がる景観形成（都市づくりビジョンの記述より要約）

- 戸建住宅及び低層集合住宅を中心として、みどり豊かで落ち着きのある街並みを維持し、ゆとりと潤いが感じられる良好な住宅地の街並みを保全します。

3 検討経過

令和元年7月23日	景観審議会（報告）
令和元年8月20日 ^{※4} 、9月19日 ^{※5} 11月6日（計3回）	景観審議会デザイン検討部会（報告）
令和元年11月12日～12月12日	東京都協議
令和元年11月26日 ^{※4} 、28日 ^{※4}	住民説明会（地区計画の変更と合同開催）
令和元年11月26日 ～令和元年12月16日 ^{※4}	意見募集
令和元年12月20日	景観審議会（報告）
令和2年1月11日～2月10日	パブリックコメント
令和2年1月29日 ^{※4} 、31日 ^{※4}	住民説明会（地区計画の変更と合同開催）
令和2年3月12日	景観審議会（諮問）

※4：「景観形成特別地区の変更」に限る

※5：「景観形成特別地区の変更」及び「色彩基準の変更」に限る

4 説明会・パブリックコメントの実施概要

① 説明会（景観形成特別地区の変更に限る）※地区計画の変更と同時開催

【第1回】令和2年1月29日（水）19時～、IKE・Biz としま産業振興プラザ多目的ホール、50名

【第2回】令和2年1月31日（金）19時～、豊島区本庁舎1階としまセンタースクエア、34名

② パブリックコメント

期 間：令和2年1月11日（土）～令和2年2月10日（月）

縦 覧 場 所：都市計画課窓口、行政情報コーナー、各区民ひろば等及び豊島区ホームページ

意見提出方法：窓口へ持参、メール、ファックスもしくは郵送

意 見 数：2通

意見及び区の考え方：参考資料第2号のとおり

5 今後のスケジュール

- ・都市計画審議会への諮問（本日）
- ・景観計画の変更及び景観条例施行規則の改正（令和2年6月）

6 その他

- ・池袋駅西口の景観形成特別地区指定の検討（令和2年4月～）